

# 日本生協連の 生協総合賠償責任保険制度

【生産物賠償責任(PL)保険】【リコール保険(生産物回収費用保険)】【サイバーリスク保険】

保険期間 | 2024年4月1日16時~2025年4月1日16時

見積依頼書締切日 | (一次締め)2023年12月27日 (最終締め)2024年1月19日

加入依頼書締切日 | 2024年2月19日

本制度には以下の3つの補償があり、任意で選択できます。

## 1 PL補償 (当パンフ 1ページ~)

商品が原因で第三者に損害を与えた場合に補償されます。

## 2 フードリコール補償 (当パンフ 5ページ~)

商品に欠陥がある場合に、商品の回収などにかかる費用が補償されます。

## 3 サイバーリスク補償 (当パンフ 9ページ~)

サイバー攻撃や個人情報等データ漏えいなどの場合、損害賠償や原因調査費用、データ復旧費用などが補償されます。

**3**つの  
ポイント!

- 1 生産物賠償責任(PL)、フードリコール、サイバーリスクの3つのリスクに備えることができます。
- 2 日本生協連の制度であるため、生協に合った補償内容となっています!
- 3 団体制度のスケールメリットを活かし保険料は割安です!

# 生協総合賠償責任保険制度

## ①生産物賠償責任(PL)補償

商品が原因で第三者に損害を与えた場合に補償される制度です。オプションで所定の要因により営業が阻害  
休止されたことによって被った損失を補う「食中毒利益担保特約」を付帯することもできます。

### 適用約款

#### 賠償責任保険普通保険約款+生産物特別約款

- 日本国内において、加入者(記名被保険者)が生産、供給した商品について、その商品が原因で(その供給商品の保管・管理が原因で)、他人の身体を害したり(対人事故)、財物を損壊したこと(対物事故)により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被保険者(補償を受けることができる方)が被る損害を補償する制度です。他人の身体の障害(対人事故)または財物の損壊(対物事故)が保険期間中に生じた場合に保険金をお支払いします。但し、自動車等斡旋した商品や生協の施設内でテナントが販売したワンレジ以外の商品は対象から除きます。



訴訟



- 商品が原因で食中毒事故が発生し、訴訟を起こされた

### 補償内容

- ①支払限度額:対人1名 1億円/1事故かつ保険期間中…80億円(\*)  
対物1事故2,000万円/保険期間中 ……1億円(\*)  
(\*)保険期間中の支払限度額はPL補償契約全体での共有限度額となります。  
初期対応費用 1事故 ……200万円  
(ただし、対人見舞金・見舞品については被害者1名あたり10万円限度)  
訴訟対応費用 1事故 ……200万円
- ②免責金額:なし
- ③特約:食中毒利益担保特約(任意付帯)

### 保険料(年間)

#### 補償事業高(直近の決算に基づく)1千万円当り38円

- 2022年度決算が確定していない場合は、2021年度決算に基づいた補償事業高に基づき保険料を算出します。
- 保険期間中の補償事業高による精算は、原則として行いません。なお、ご申告頂いた補償事業高が把握可能な最近の決算の補償事業高に不足していた場合は、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますので、ご注意ください。
- 中途加入の場合、月割の計算となります。
- 新規・更新・中途加入いずれの場合も、1加入者あたりの最低保険料は2,000円となります。
- 補償事業高は、会員生協・会員事業連合とも日本生協連からの仕入売価分を除きます。また、会員事業連合が本制度に加入している場合は、事業連合からの仕入売価分についても除きます。(P.2の図ご参照)

### 被保険者

- 記名被保険者
- 記名被保険者の役員または使用人

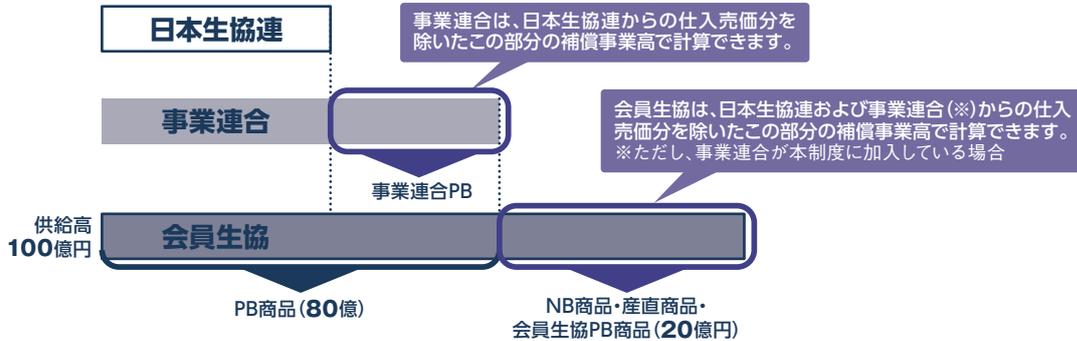
## 補償事業高とは

### 保険料のお見積りにあたって

- 保険料算出の基礎となる値は供給高ではなく「補償事業高(\*)」となります。
- 補償事業高は、会員生協・会員事業連合とも日本生協連からの仕入売価分を除きます。また、会員事業連合が本制度にご加入された場合は、会員事業連合からの仕入売価分についても除くことができます。
- よって、日本生協連・会員事業連合がご加入された場合は、会員生協の保険料負担が軽減されるというメリットがあります。

(\*) フードリコール補償については食品補償事業高になります。

### 例 供給高100億円の会員生協で、日本生協連および事業連合からの仕入売価が80%の場合



### ● 計算例

1

供給高 **100億円** (直近決算)  
(うち日本生協連・事業連合からの仕入売価80億円の場合)

2

補償事業高 **20億円**  
(100億円-80億円=20億円)

(\*) 生協子会社が加入する場合は、会員生協・会員事業連合会への供給高が補償事業高となります。

## お支払いする保険金の種類

※以下⑥⑦については、初期対応、訴訟対応の後、結果として、被保険者に法律上の賠償責任が発生しないことが判明した場合でも、支出した費用に対して保険金をお支払いします。

- ① 法律上の損害賠償金(賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。)
  - ② 賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用(支出前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。)
  - ③ 求償権の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用(支出前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。)
  - ④ 引受保険会社の要求に伴う協力費用
  - ⑤ 事故発生時の応急手当等の緊急措置費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
  - ⑥ 初期対応費用…この保険の対象となりうる事故が発生した際に下記の初期対応を行うために被保険者が支出した社会通念上妥当な費用
    - ・事故現場の保存費用、事故状況調査・記録費用、写真撮影費用、事故原因調査費用
    - ・事故現場の取り片付け費用
    - ・被保険者の役員・使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費・宿泊等の費用
  - ⑦ 訴訟対応費用
    - ・通信費
    - ・事故が他人の身体の障害であるときは、その事故について、被害者に支払う見舞金(香典を含みます)または見舞品の購入費用(ただし、1事故において身体の障害を被った者1名につき10万円を限度とします。)
    - ・引受保険会社の同意を得て支出した新聞等へのお詫び広告掲載費用
    - ・その他上記に準ずる費用。ただし、他人の身体の障害以外の事故について被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を含みません。
  - ⑧ 訴訟対応費用
    - 万が一訴訟になった場合、応訴のために被保険者が支出した社会通念上妥当な社内的費用(事故の再現実験費用、意見書・鑑定書作成費用、被保険者の使用人の深夜残業等に対する超過勤務手当等)
- 【例】
- 対人事故: 販売した食品の生協における保管状況が悪かったため、購入し食した組合員家族が具合を悪くして通院された
  - 初期対応費用: 販売した商品が原因と思われるお怪我をされた組合員を訪問した際に、遠方だったため、交通費と宿泊費がかかってしまった

## 保険金のお支払い方法

- 上記①の損害賠償金については、その額をお支払いします。支払限度額がお支払いする保険金の上限となります。
- 上記②～⑤の費用は、実額をお支払いします。ただし、②については、

- 損害賠償金の額が支払限度額を超えるときは、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。
- 上記⑥⑦の費用は、それぞれの支払限度額の範囲内でお支払いします。

## 保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合は、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者・被保険者の故意
- ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、提供した生産物に起因する損害
- ③ 戦争・変乱、暴動、騒ぎ、労働争議
- ④ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ⑤ 他人との特別の約定により加重された賠償責任
- ⑥ 生産、供給した商品自体の損壊またはその使用不能についての賠償責任
- ⑦ リコール費用

- ⑧ 日本国外で発生したPL事故
- ⑨ 効能または性能に関する不当または虚偽の表示に起因する損害
- ⑩ 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出(ただし、突発的な事象を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。)または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
- ⑪ 石綿、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害
- ⑫ 核燃料物質、核原料物質、核汚染物質等の有害な特性による損害
- ⑬ サイバー攻撃 等

# ①生産物賠償責任(PL)補償

## (オプション)食中毒利益担保特約

### 補償内容

- 下記(1)～(3)のいずれかの事由によって営業(供給事業)が阻害または休止されることによって支払期間中に被った損失(「喪失利益」および「収益減少防止費用」)に対して保険金をお支払いいたします。
  - (1) 営業施設(店舗・配送センター・事務所等)における食中毒または特定感染症(\*1)の発生。(所轄保健所長に届出のあったものに限りま)
  - (2) 営業施設にて製造・販売・提供した食品等に起因する食中毒の発生。(所轄保健所長に届出のあったものに限りま)
  - (3) 営業施設が食中毒、特定感染症(\*1)の原因となる病原菌・ウイルスに汚染された疑いがあることによって行われた保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の措置。



(\*1) 特定感染症とは、平成11年4月1日に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されているもののうち、本保険で対象となる感染症の総称です。同法第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。(保健所その他の行政機関に届出または報告等が行われた場合に限りま)

### 補償金額(保険金額)の決め方

保険金額は、「約定支払期間(\*1)中における営業利益(事業剰余金)(\*2)と付保経常費(事業経費)の予想合計金額(保険料算出基礎数字)の2倍です。

$$\text{補償金額(保険金額)} = \left[ \text{営業利益(年間分)(*2)} + \text{付保経常費(年間分)} \right] \times \text{約定支払期間係数} \times 2$$

保険料算出基礎数字

約定支払期間	10日	15日	20日	1ヵ月	3ヵ月
約定支払期間係数	10/365	15/365	20/365	1/12	3/12

(\*1) 約定支払期間: 事故発生について保健所への届け出があった日または保健所等による消毒などの措置が行われた日から被保険者の営業収益が事故の影響のない状態に回復するまでの期間を設定します。約定支払期間は、事故が発生した場合に営業停止期間がどの位になるか等を考慮して、「10日」、「15日」、「20日」、「1ヶ月」または「3ヶ月」のいずれかから選択していただきます。

(\*2) 営業利益(事業剰余金)がマイナスの場合は0(ゼロ)とします。

### 約定支払期間別保険料表

約定支払期間	10日	15日	20日	1ヵ月	3ヵ月
保険料算出基礎数字/千円あたり保険料	0.37円	0.28円	0.28円	0.18円	0.09円

(計算例) 保険料算出基礎数字1億円、約上支払期間1ヶ月の場合 100,000千円×0.18円/1,000円=18,000円

### 保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合は、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意・重大な過失により生じた損失(被保険者ごとに個別に適用します。)
- ② 被保険者の故意または重大な過失による法令違反(被保険者ごとに個別に適用します。)
- ③ 戦争、暴動、騒じょう、労働争議中の破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱により生じた損失
- ④ 地震、噴火、津波、高潮または洪水により生じた損失
- ⑤ 脅迫または恐喝等の目的を持って行われる被保険者の営業に対する妨害行為により生じた損失

等

## 生産物賠償責任補償制度と合わせてご加入ください。

## お支払いする保険金

## (1) 保険金を支払う損失

保険金を支払う損失は、喪失利益と収益減少防止費用です。

## ① 喪失利益

事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益(\*1)および付保経常費(\*2)をいいます。

+

## ② 収益減少防止費用

支払期間における営業収益の減少を防止・軽減するために支払期間内に支出された必要・有益な費用のうち、事故が発生しなかった場合であっても通常要する金額を超える部分をいいます。

(\*1) 営業利益とは、営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。→  $\text{営業利益} = \text{営業収益} - \text{営業費用}$

営業収益: 加入依頼書に記載された補償事業高によって定める営業上の収益

営業費用: 供給原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用

(\*2) 事故発生の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用(人件費、不動産賃貸料、減価償却費、租税公課等、営業休止中であっても必要とされる経費)を「経常費」といい、そのうち保険証券に記載された費用を付保経常費といいます。

## (2) お支払いする保険金

## ① 喪失利益についての保険金支払額

収益減少額 × 利益率 - 支払期間中に支出を免れた付保経常費

収益減少額: 事故発生直前12ヶ月のうち、支払期間に相当する期間の営業収益から、支払期間中の実際の営業収益を差し引いた額をいいます。

利益率: 直近の事業年度(1年間)の数値を用いて、次の算式により算出された割合をいいます。

$$\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{付保経常費}}{\text{営業収益}}$$

ただし、直近の事業年度における営業利益がマイナスであった場合(このマイナスの金額を「営業損失」といいます。)、次の(\*)の算式により算出された割合とします。

$$(*) \text{利益率} = \frac{\text{営業損失} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}} + \text{付保経常費}}{\text{営業収益}}$$

支払期間の開始日: 保険金の支払期間は、「保健所その他の行政機関による消毒等の措置」が休業の直接の原因となった場合はイの日から、それ以外の場合はアの日から始まります。

ア. 食品衛生法もしくは感染症予防法の規定に基づき所轄保健所長に届出が行われた日

イ. 保健所その他の行政機関による消毒等の措置を行う連絡があった日

支払期間の終了日: 次のいずれか早い日に終了します。

① 営業収益が事故の影響のない状態まで回復した日

② 加入者証に記載された約定支払期間を経過した日

## ② 収益減少防止費用についての保険金支払額

次の算式により算出された額となります。

ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に利益率を乗じた額を限度とします。なお、営業利益及び経常費は、直近の事業年度の数値を用います。

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{(\text{営業利益} + \text{付保経常費})}{(\text{営業利益} + \text{経常費})}$$

## ご注意

営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合は、保険金の算出にあたり、営業収益または利益率につき公正な調整を行うものとします。

## ③ お支払いする保険金の限度

保険金を支払う喪失利益と収益減少防止費用の額がこの保険の保険金額を超える場合は、この保険の保険金額をもって限度とします。

# ② フードリコール補償

## 適用約款

### 生産物回収費用保険普通保険約款

- フードリコール補償(リコール保険)は、生産物(食品等)のかしによる対人・対物事故の発生・拡大の防止を目的としてリコール(回収、検査、修理等の措置)を実施することによって被保険者(補償を受けることができる方)が負担する諸費用を補償します。
- 宅配事業を通じて供給された商品については、行政庁への届け出等を前提に、各生協様より組合員様宛てに廃棄依頼を実施することで、当該商品を回収しなくても保険金をお支払いいたします(店舗事業によって供給された商品については、従来通り対象商品の回収が必要です)。



●商品に異物が混入していることが発覚したために回収することになった

## 加入コース

	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
支払限度額 (1回のリコール・保険期間中)	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円
信頼回復広告費用	支払限度額の内枠払			
コンサルティング費用				
在庫品廃棄関連費用	200万円(支払限度額の内枠払)			
縮小支払割合	90%(在庫品廃棄関連費用・コンサルティング費用には、縮小支払割合は適用されません。)			
免責金額	なし			
約定支払限度期間(*)	1年間			

(\*)P.8の(用語の意味)をご参照ください

## 対象となる生産物

初年度契約の始期日から1年前の始期応当日以降に被保険者から出荷された日本国内に存在する生産物(食品)を対象とし、容器などの他これに付随して提供される総付景品(いわゆる「おまけ」)を含みます。

## 保険金をお支払いする主な場合

### 自生協がリコールの実施主体となる場合

次の①～③のすべての条件を満たしている場合に、保険金をお支払いします。

① 次のa.～d.のいずれかに該当するリコールであること。

- 対人・対物事故の発生またはそのおそれが生じた生産物のリコール
- 法令の規定に基づき、製造・販売等を禁止されている製品等のリコール(実際に対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるかどうかは問いません。)

次の法令により製造・販売等を禁止されている製品またはその原材料・部品・容器包装のリコール

- 食品衛生法、食品表示法(下表に掲げる表示事項について、「食品表示基準」に従った表示がされていないことにより実施するリコール)
- 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律
- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)

### 【表】

名称、保存の方法、添加物、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、製造所又は加工所の所在地、アレルゲン、L-フェニルアラニン化合物を含む旨、遺伝子組換え食品に関する事項、乳児用規格適用食品である旨、上記のほか、食品表示法施行以前に食品衛生法において定められていた表示事項

- 品質保持期限の表示漏れ・誤りがある生産物のリコール(実際に対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるかどうかは問いません。)

消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限に関する表示漏れ・誤りによるリコール

- 食品への異物混入またはそのおそれ(異物混入脅迫を含みます。)
- が生じたことにより実施するリコール(実際に対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるかどうかは問いません。)
- 従業員が行った異物混入によるリコールも補償します。

② 左記①およびリコールの実施が次のa.～c.のいずれかにより客観的に明らかになったこと。

- 行政庁に対する届出または報告等(文書によるものに限り、b.に該当しません。)
- 新聞、テレビ等による社告(インターネットのみによる社告は、b.に該当しません。)
- 行政庁による回収命令

③ リコール実施の通知を、保険期間中にすみやかに引受保険会社にご連絡いただくこと。

# 重要

# 回収決定時は速やかに保険会社にご一報を!

## 第三者からリコール費用を求償された場合

第三者(\*)が被保険者の食品を原因とするリコールを実施した場合において、被保険者がそのリコール費用を求償されたときは、被保険者がその費用に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る次の①、②の損害に対して保険金をお支払いします。

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用(損害賠償責任に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。)

(\*)第三者とは、次のような方をいいます。

- ・被保険者が製造・販売した財物を原材料として使用する完成品メーカー
- ・被保険者からOEM供給を受けた食品・製品販売業者

等

ただし、第三者によるリコールが **自生協がリコールの実施主体となる場合** に記載する①～③のすべての条件を満たしている場合に限りま

## 保険金のお支払いに必要な通知の内容

回収決定後(\*)、次の事項をすみやかに引受保険会社に書面により通知いただきます。ご通知が遅れた場合、保険金を減額してお支払いすることがございますのでご注意ください。

- 1.回収決定日(被保険者が、生産物の回収等の実施およびその時期・方法を決定した日)
- 2.回収等の開始予定日
- 3.リコールの方法
- 4.リコール対象生産物の種類・型式等
- 5.リコール対象生産物の製造・販売等の数量
- 6.その他引受保険会社が必要と認める事項

(\*)第三者からリコール費用を求償された場合は、「回収決定を知った後」とします。

## お支払いする保険金の種類

次の①～⑯のリコール費用に対して保険金をお支払いします。ただし、次のa.～c.をすべて満たす必要があります。

- a.リコールの実施に必要かつ有益な費用であること。
- b.リコールの実施を目的とする費用であること。
- c.約定支払限度期間中に負担する費用であること。

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用</li> <li>②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書作成費・封筒代を含みます。)</li> <li>③コールセンター設置費用またはコールセンター業務委託費用</li> <li>④リコール対象生産物が否か、またはかしの有無について確認するための費用</li> <li>⑤リコール対象生産物の修理費用</li> <li>⑥代替品の製造原価または仕入原価</li> <li>⑦リコール対象生産物と引換えに返還する代金(利益を控除した後の金額とします。)</li> <li>⑧リコール対象生産物または代替品の輸送費用</li> <li>⑨回収したリコール対象生産物を一時的に保管するために臨時に借用する倉庫・施設の賃借費用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑩リコールの実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分</li> <li>⑪リコールの実施により生じる出張費および宿泊費等</li> <li>⑫回収したリコール対象生産物の廃棄費用</li> <li>⑬信頼回復広告費用</li> <li>⑭在庫品廃棄関連費用</li> <li>⑮コンサルティング費用(第三者から求償されたものを除きます。)</li> <li>⑯回収生産物の購入者または使用者に関する情報のデータ提供または編集を第三者(*)に依頼するための費用(*2)</li> <li>(*1)被保険者以外の者をいいます。</li> <li>(*2)回収生産物の購入者または使用者を特定するための調査に要する費用を除きます。</li> </ul> |
|--|--|

## 保険金のお支払い方法

1回のリコールについて、損害の額(他人から回収した金額があるときは、この金額を控除した額)に対して、次の式に従って保険金をお支払いします(\*)。ただし、加入したコースの支払限度額が限度となります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{損害の額} \times \text{縮小支払割合}$$

(\*):在庫品廃棄関連費用・コンサルティング費用には、縮小支払割合は適用されません。

なお、継続契約の場合において、ご契約者または被保険者が、対人・対物事故の発生またはそのおそれをおのこの保険契約の開始時より前に知ったときまたは知ったと合理的に推定されるときは、引受保険会社は、次の①、②のうちいずれか低い金額を保険金としてお支払いします。

- ①この保険契約のご契約条件により算出された保険金の支払責任額
- ②対人・対物事故の発生またはそのおそれを知った時もしくは知ったと合理的に推定される時の保険契約のご契約条件により算出された保険金の支払責任額

# ②フードリコール補償

## 保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合は、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

- ①リコールの原因となった対人・対物事故の発生またはそのおそれが生じたことについて、ご契約者または被保険者が初年度契約の開始時より前に知った場合(知ったと合理的に推定される場合を含みます。)
- ②ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による対人・対物事故の発生またはそのおそれ
- ③ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による法令違反
- ④生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
- ⑤保存期間・有効期間を限定して製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
- ⑥核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくはこれによって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦生産物の修理または代替品のかしまたは異物混入のおそれ

⑧戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議

⑨牛海綿状脳症(BSE)もしくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された感染症またはそれらのおそれ

⑩次の者の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れ・誤りまたは次の者による脅迫行為・加害行為

ア. ご契約者または被保険者

イ. ア. が法人である場合はその理事、取締役その他法人の業務を執行する機関

⑪生産物の効能・性能に関する不当な表示(実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。)  
・虚偽の表示

⑫被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任

⑬初年度契約の保険期間の初日の前日から一年以上前に被保険者の占有を離れた生産物のリコール

⑭サイバー攻撃

等

## 保険料(年間)

業種、食品補償事業高、加入コース、過去のリコール実施状況等によって、保険料は、加入者ごとに異なります。  
1加入者ごとの最低保険料は30,000円とします。

## オプション

### ●利益担保特約

リコールの原因となる事故またはそのおそれ起因する日本国内における営業休止・阻害によって支払期間中(\*1)に被保険者に生じた喪失利益(経常費、事故またはそのおそれなげれば計上することができた営業利益)および収益減少防止費用(\*2)に対して、保険金をお支払いします。ただし、リコールを実施した場合に限ります。

[計算式]

・喪失利益=収益減少額×利益率-支払を免れた経常費  
・収益減少防止費用=実際に支出した収益減少防止費用

本特約の割増保険料は主契約の20%です。

(\*1)支払期間とは、回収決定日に始まり、リコールの原因となる事故またはそのおそれの営業に対する影響が消滅した状態に営業利益が復した日または6カ月を経過した日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(\*2)収益減少防止費用とは、営業収益の減少を防止・軽減するために支払期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。ただし、P.6「お支払いする保険金の種類」に記載の費用を除きます。

※営業について特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合において、標準営業収益または利益率が、事故またはそのおそれなかったならば実現したであろう営業の状況を適切にあらわしていないときは、喪失利益および収益減少防止費用の算出にあたり、標準営業収益、営業収益または利益率につき被保険者との協議による合意に基づき公正な調整を行うものとしします。

## 用語の意味

このパンフレットで使用するPL補償とフードリコール補償の用語の意味は、次のとおりです。

生産物	被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物(不動産を除きます。)またはそれを原材料、部品、容器もしくは包装として使用して製造または加工された財物(不動産を除きます。)をいい、これに付随して提供される景品を含みます。
対人・対物事故	他人の身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)または財物(生産物自体および生産物を部品・付属品・原材料とする財物を除きます。)の損壊(滅失、破損もしくは汚損をいいます。)をいいます。
支払限度額	お支払いする保険金の上限額をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
代替品	回収生産物と引換えに給付される生産物をいいます。
継続契約	引受保険会社との間で締結されたリコール保険契約またはリコール事故補償特約をセットした事業活動包括保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とするリコール保険契約またはリコール事故補償特約をセットした事業活動包括保険契約をいいます。
初年度契約	引受保険会社との間で締結された継続契約以外のリコール保険契約またはリコール事故補償特約をセットした事業活動包括保険契約をいいます。
他の保険契約等	この保険契約と同様の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
約定支払限度期間	回収決定日以後負担するリコールに要した費用に対して保険金をお支払いできる期間をいい、1年間とします。
信頼回復広告費用	リコールの実施によって失われた信頼の回復を直接の目的として行われる広告宣伝活動のための必要かつ有益な費用をいいます。ただし、リコールの実施の有無にかかわらず通常要する費用を除きます。
在庫品廃棄関連費用	在庫品(被保険者の占有を離れる前の財物のうち、回収生産物と同種の財物をいい、原材料、部品、仕掛品または半製品を含みます。ただし、回収生産物と同一の原因による事故を発生させるおそれがあるものに限ります。)に関する次の費用をいいます。 ●在庫品を廃棄するための費用 ●在庫品の製造原価・仕入原価
コンサルティング費用	対人・対物事故またはそのおそれに関する事実確認・調査を行うため、または回収方法・広告宣伝活動の方法を策定するために実施されたコンサルティングの対価としての費用をいいます。ただし、弊社の書面による同意を得て被保険者が負担するものに限ります。
異物混入	生産物(食品・医薬品に限ります。)に本来含有されるべきではないもの(食品・添加物を除きます。)が混入・付着することをいい、容器・包装の表示と内容物の相違を除きます。
異物混入脅迫	被保険者に対してなされる、異物混入を行う、または行ったとする内容の文面・口頭による脅迫行為をいいます。

# ③サイバーリスク補償【本年改定あり】

サイバー攻撃や個人情報の漏えい等が発生した場合、損害賠償負担額や原因調査費用、データやシステムの復旧費用などが補償されます。本年度はサイバーリスク補償を大きく改定いたします。

## 改定の背景

- ①2022年10月、会員生協において甚大なサイバー被害が発生したことを受け、より充実した補償内容にしてほしいという要請が相次いだこと。
- ②現行制度について、加入タイプの数が多すぎてわかりにくいという声が多かったこと。

## 2023年4月募集⇒2024年4月募集の改定内容

### 【改定の柱】

- ①「情報漏えい限定コース」を廃止して「標準コース」に一本化します。  
(標準コースには個人情報漏えいの補償も含まれます)
- ②加入タイプと特約をわかりやすく整理した上で、事故時に大きな損害額が想定される費用の限度額を大幅に引き上げます。
- ③オプションに利益補償を追加します。

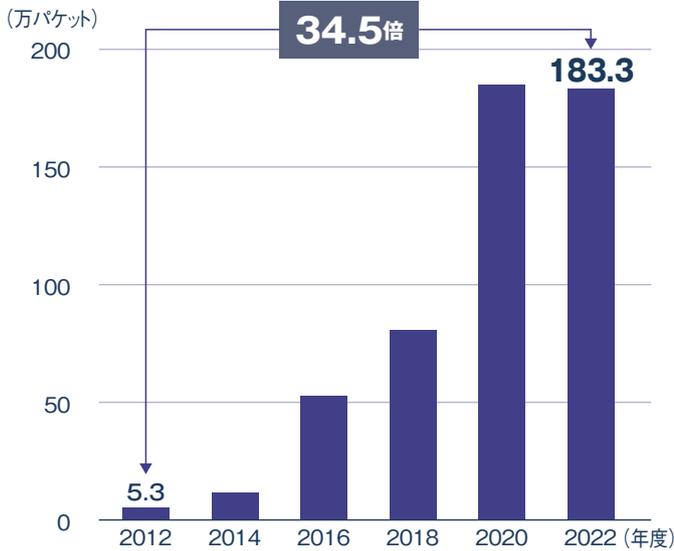
### 【その他の改定】

- ④「コンピュータシステム復旧費用」を標準補償とした上で「データ等復旧費用」と「コンピュータシステム復旧費用」を統合します。
- ⑤「緊急対応費用」を新設します。これにより、サイバー攻撃のおそれがあった調査したものの、結果的にサイバー攻撃は発生していなかったケースでも「対応費用」や「原因調査・相談費用」の費用が補償できるようになります。
- ⑥第三者に対して損害を与えていない自組織のみの被害でも費用補償を受けられるようになりました。(サイバー攻撃の事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合に限りです)
- ⑦賠償責任について、人格権・著作権等侵害の補償を拡大して、Webサイトやメルマガで「意図せず商標権などを侵害して賠償請求を受けたケース」も対象になりました。
- ⑧ITユーザー行為の範囲を拡大して、自社宣伝のために無償で配布するスマホアプリに起因する事故等が対象になりました。

## サイバーリスクの高まり

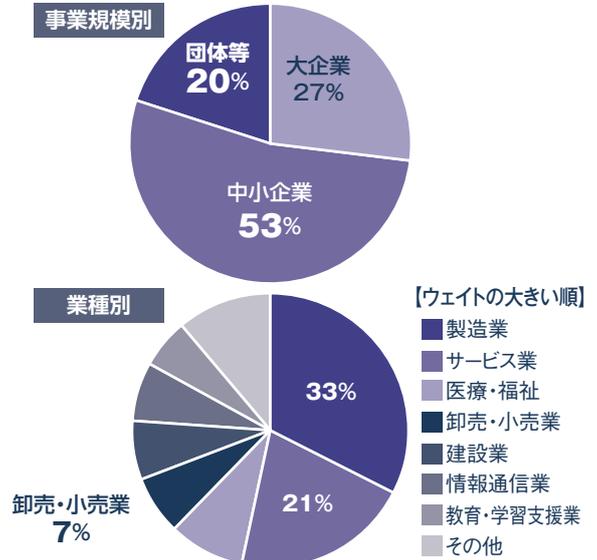
サイバーリスクは増加の一途にあり、実際のサイバー被害は、事業規模や業種を問わず、発生しています。まさに、サイバーリスクは、今やどの組織にとっても、大きな脅威と言えます。

### 日本でのサイバー攻撃関連通信\*1



\*1 1IPアドレスあたりの年間観測パケット数  
(出典) NICTER観測レポート2022

### 日本でのサイバー被害\*2

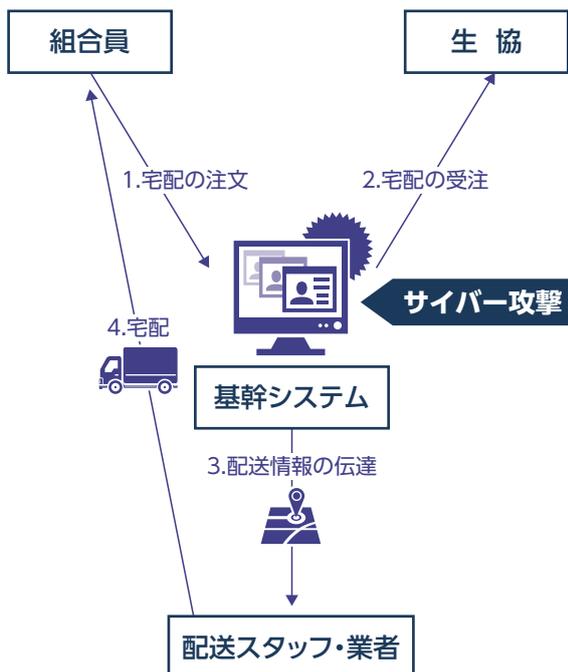


\*2 (出典) 警察庁「令和4年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」  
2022年に警察庁に報告された被害件数は230件(前年比+57.5%)

## サイバー被害の主な原因と影響

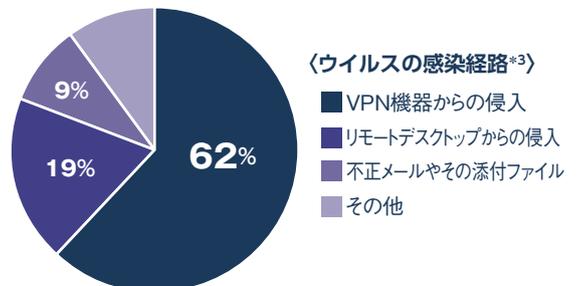
生協にとって、最も深刻なサイバーリスクは、宅配システムが停止することです。その原因は、主にセキュリティの脆弱性や職員の過失だが、予算や人手に限りがある中、リスクを0にすることは困難です。その影響は、利益の減少やサイバー被害への対応費用、ケースによっては、第三者への損害賠償にも及びます。

### 生協において影響が深刻なサイバー被害



### 主な原因

- セキュリティの脆弱性** 脆弱性は世の中に公開されているため、対策を打つことができるが、そのための人的リソースが不足
- 職員の過失** ウイルスを含んだファイルを誤って開封した結果、基幹システムも感染し、機能が停止



\*3 (出展) 警察庁「令和4年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」

### 影響

- 宅配事業が中断した結果、供給高(利益)が減少
- 基幹システムの復旧をはじめ、サイバー被害への対応費用が発生
- 基幹システムが乗っ取られる、個人情報漏えいするなど、ケースによっては、取引先や組合員への損害賠償責任も発生

# ③サイバーリスク補償【本年改定あり】

## サイバーリスク補償の概要

サイバーリスク補償は、サイバー事故・情報漏えい事故に伴う「賠償責任」、「費用損害」、「利益損害」に備える保険です。

### 賠償責任

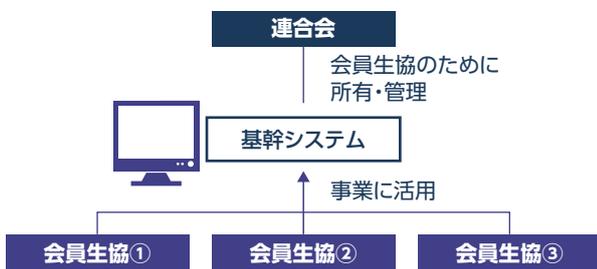
- 例えば、DV被害者(妻)の住所を誤ってDV加害者(夫)に教えてしまい、避難する為にかかった費用などを補償
- 自生協システムの所有・使用・管理に関する不備等を起因として、**第三者に損害を与えた場合の補償**

#### <ケース1>

・サイバー攻撃が自生協システムを通じて取引先に及び、取引先の事業の中断、利益の減少が発生

#### <ケース2>

・自生協(下図の会員生協①)の過失で基幹システムが停止  
 ・**会員生協②・③(第三者)の宅配事業が休止となり、会員生協②・③の利益が減少**



### 費用損害

- 例えば、自生協の職員が個人情報の入ったカバンを電車内に置き忘れたため、お客様へのお詫びに要する各種費用を補償
- 自生協へのサイバー攻撃等に対応するため費用を補償

#### <補償される主な費用>

- サイバー攻撃有無確認費用
- コンピュータシステム遮断費用
- 原因・被害範囲調査費用
- 弁護士費用・コンサルティング費用
- コンピュータシステム・データ等復旧費用
- 個人情報漏えい通知・見舞費用
- コールセンター委託費用
- 再発防止費用

### 利益損害(オプション)

- 自らが所有・管理するコンピュータシステムの機能停止によって生じた利益損失を補償(補償イメージはP22をご確認ください)

※利益補償についてお見積りをご希望の場合は、見積依頼書にて(株)アイアンドアイサービスまでご依頼ください。

## 想定される事故例

補償対象	想定される事故例	
賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サイバー攻撃により、自らのサーバーやPCが乗っ取られ、これを踏み台として、取引先へのサイバー攻撃が実施された。この結果、取引先は事業中断、利益も減少したため、損害賠償請求を受けた</li> <li>●宅配事業の受発注に、会員生協が連合会のシステムを利用しているケース。A生協の職員が不適切なファイルを開封したため、連合会システムもウイルス感染し、他の生協での宅配事業が中断。この結果、A生協は他の生協から利益減少について、損害賠償請求を受けた</li> </ul>	
費用	サイバー攻撃対応費用 原因・被害範囲調査費用	サイバー攻撃を受けたおそれがあるため、その有無や原因、被害範囲の調査に費用を支出した
	相談費用・再発防止費用	サイバー攻撃からの復旧や再発防止を図るため、専門家を起用し、コンサルティング費用を支出した
	①データ等復旧費用 ②コンピュータシステム復旧費用	①サイバー攻撃により、サーバー内のデータが消失したため、その復元費用を支出した ②サーバーがウイルス感染し、ウイルスを除去できないため、サーバーの再構築を余儀なくされた なお、コンピュータシステムに「ノートPC」は含まれない(補償の対象外) ※ウイルス感染に伴いサーバーが暗号化され、その復号に身代金を要求されるケースがあるが、身代金は補償の対象外(公序良俗の観点の他、身代金を支払ったとしても、復号される確証はない)
	その他事故対応費用	サイバー攻撃により、組員情報の漏えいが発生。対象者へのお詫び状発送や見舞金、コールセンターの立ち上げなどに費用を支出した
利益補償(オプション)	サイバー攻撃或いは職員の過失により、自生協が所有・管理する基幹システムがウイルス感染。宅配の受発注ができなくなったことから、その間利益が減少した	

## 加入タイプ一覧表

すべての保険金を合算して、賠償責任限度額(保険期間中)が上限となります。  
補償内容の詳細につきましてはp.18以降を必ずご確認ください。

標準コース	タイプ①	タイプ②	タイプ③	タイプ④	タイプ⑤	
すべての保険金を合算して、賠償責任部分の支払限度額(保険期間中)が限度となります。						
賠償責任支払限度額(1請求・保険期間中)	5,000万円	5,000万円	1億円	3億円	5億円	
費用全体支払限度額(1事故・保険期間中)	2,000万円	5,000万円	1億円	3億円	5億円	
a.サイバー攻撃対応費用	ア.コンピュータシステム遮断費用	(A) セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合 (サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合) 1事故・保険期間中 2,000万円   1事故・保険期間中 5,000万円   1事故・保険期間中 1億円   1事故・保険期間中 3億円   1事故・保険期間中 5億円				
	イ.サイバー攻撃有無確認費用					
b.原因・被害範囲調査費用						
c.相談費用	ア.弁護士費用	(B) セキュリティ事故のうち(A)以外および風評被害事故の場合 <b>3,000万円</b> (タイプ①のみ2,000万円)(1事故・保険期間中:タイプ共通 / 縮小支払割合 90%)				
	イ.コンサルティング費用					
	ウ.風評被害事故拡大防止費用					
d.データ・コンピュータシステム復旧費用	1事故・保険期間中 2,000万円	1事故・保険期間中 3,000万円	1事故・保険期間中 5,000万円	1事故・保険期間中 8,000万円	1事故・保険期間中 1億円	
e.その他事故対応費用	ア.人件費	2,000万円   5,000万円   1億円   3億円   5億円				
	イ.交通費・宿泊費					
	ウ.通信費・コールセンター委託費用等					
	エ.個人情報漏えい通知費用					
	オ.社告費用					
	カ.個人情報漏えい見舞費用	1,000円/名	1,000円/名	1,000円/名	1,000円/名	1,000円/名
	キ.法人見舞費用	5万円/社	5万円/社	5万円/社	5万円/社	5万円/社
	ク.クレジット情報モニタリング費用					
	ケ.公的調査対応費用	2,000万円	5,000万円	1億円	3億円	5億円
コ.損害賠償請求費用						
f.再発防止費用(縮小支払割合90%)(1事故・保険期間中)	2,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	
g.訴訟対応費用(1請求・保険期間中)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	
h.緊急対応費用(1事故・保険期間中) <b>NEW!</b>	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	
オプション	1. 求償権不行使特約					
	2. コンピュータシステム中断担保特約(利益補償オプション) <b>NEW!</b>					

### h.緊急対応費用の補償範囲(下表の着色部分)

「サイバー攻撃のおそれがある調査したものの、結果的にサイバー攻撃は発生していなかったケース」でも下記の費用を補償

発生した事象	外部通報*1の有無	サイバー攻撃対応費用		原因調査・相談費用	
		支払限度額	縮小支払割合	支払限度額	縮小支払割合
コンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれが発生したが、結果的にサイバー攻撃がなかった	あり	3,000万円	90%	1,000万円	90%
	なし	1,000万円	90%	1,000万円	90%

\*1 次のいずれかをいいます。

ア.公的機関(サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)からの通報  
イ.記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告

# ③サイバーリスク補償【本年改定あり】

## 加入タイプ検討のポイント

- 加入タイプの検討にあたっては、会員生協において想定される被害額の把握が肝要となります
- 取引先や自らの利益減少額は、事業中断の程度・期間によって変わりますが、警察庁の調べでは、1ヶ月以上の中断が27%を占めています
- 事故対応費用は、システムの再構築を余儀なくされる場合や個人情報の漏えいを伴う場合（「支出を要する費用＝組員数×1,000円」が目安）に、大きくなります
- 従って、組員数をベースに、基幹システムの再構築費用も考慮して、加入タイプを検討ください

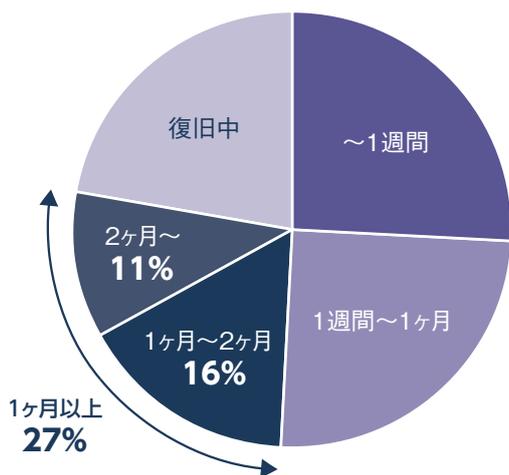
## 賠償責任・利益損害(オプション)

- 最大取引先(賠償責任)や自ら(利益損害)の売上高や利益水準
- 取引先や自らの事業がどの程度中断するか
- サイバー被害からの復旧期間(事業中断期間)

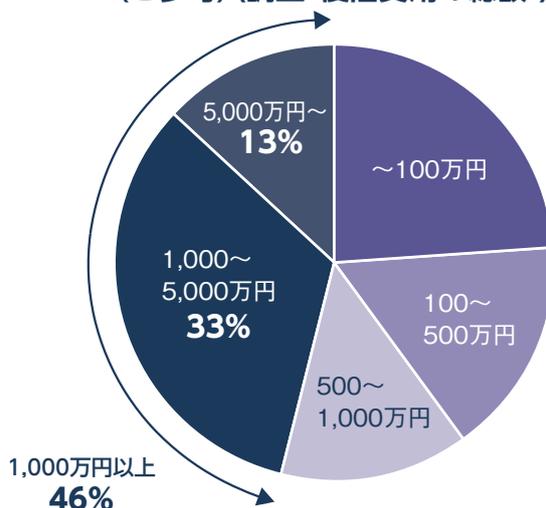
## 費用損害

- フォレンジック(原因・影響範囲)調査費用  
端末1台あたり **100-200**万円
- システム復旧費用  
(最悪の場合、バックアップデータから、**再構築の必要あり**)
- 個人情報の取扱件数  
(個人情報漏えい時の通知や見舞の費用は、組員数×1,000円程度を目安に考えることをおすすめします)

〈サイバー被害からの復旧期間\*〉



〈ご参考〉〈調査・復旧費用の総額\*〉



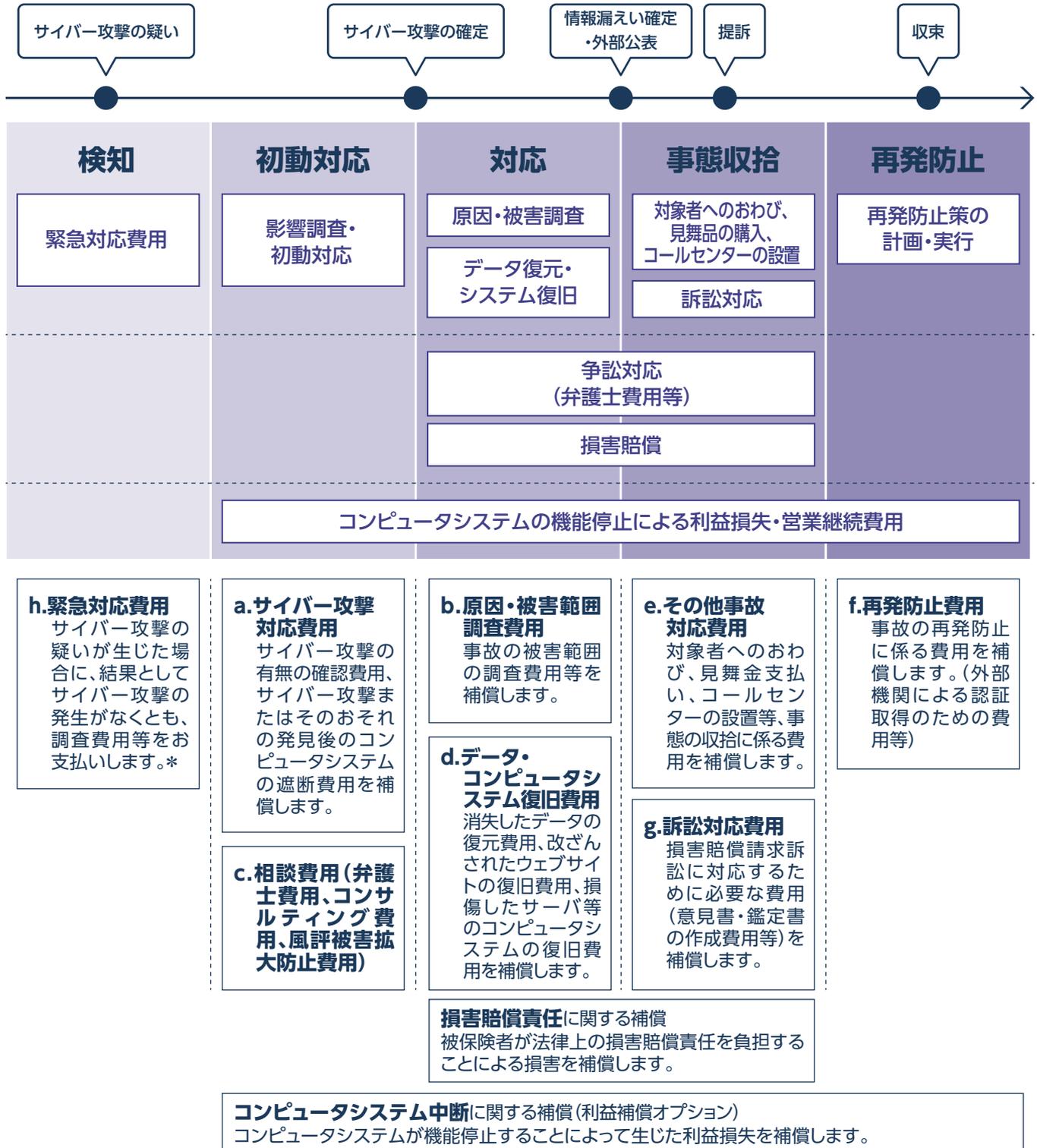
\* (出典) 警察庁「令和4年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」

## 事業規模と加入タイプの目安

標準コース	タイプ①	タイプ②	タイプ③	タイプ④	タイプ⑤
想定する生協の事業規模(組員数)	1万人未満		1～5万人	5～20万人	20万人以上
サイバーリスク補償全体の限度額	5,000万円	5,000万円	1億円	3億円	5億円
賠償責任限度額	5,000万円	5,000万円	1億円	3億円	5億円
費用損害限度額	2,000万円	5,000万円	1億円	3億円	5億円
サイバー攻撃対応費用	2,000万円	5,000万円	1億円	3億円	5億円
原因・被害範囲調査費用					
相談費用					
データ等復旧費用	2,000万円	3,000万円	5,000万円	8,000万円	1億円
コンピュータシステム復旧費用					
個人情報漏えい見舞費用	1,000円/名				

## 事故対応の流れと発生する費用

下図はサイバー攻撃により情報漏えいが発生し、それを外部に公表した場合の事例をもとに、事故状況に応じた必要な対応と発生する補償を記載しています。



\*緊急対応費用はサイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内に、緊急時ホットラインサービス(P15)または引受保険会社までご連絡(事前通知)が必要です。

事前通知がない場合は、発見日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。

保険金請求にあたってはサイバー攻撃が疑われる突発的な事象の発生を客観的に示す情報のご提出が必要です。

# ③サイバーリスク補償【本年改定あり】

## サイバーリスク総合支援サービスのご案内

### 緊急時のサービス

ご加入者のみご利用いただけるサービスです。

※ご利用の際は、「ご契約者名」「証券番号」(または「ご加入者名」「加入者証券番号」)を確認しますので、お手元にご用意ください。

### 緊急時ホットラインサービス

24時間・365日対応(年中無休)

※本サービスはサイバーリスク補償の契約者または被保険者にご利用いただけるサービスです。

お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、初期対応から専門事業者の紹介、再発防止策の策定支援等、専用の窓口でご支援・アドバイスを実施するサービスです。

ブロックサイバー  
**0120-269-318**

サービスの内容は動画でもご確認ください。▶  
QRコードからご確認ください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



※仮に保険金のお支払い対象とならない場合でも、サービス利用可能です(専門事業者紹介後に生じる実費はお客様のご負担となります。)

特徴	日常のサイバー トラブル対応をご支援 	経験豊富なサイバー 専門家が対応 	多様な専門事業者を コーディネート 	初動から再発防止 までをご支援 	保険金のご請求を サポート 
----	--	--	---	---	---

## インシデント発生時のサービス提供体制

インシデント対応支援を行う「緊急時ホットラインサービス」によるサポートと、保険金のお支払いにより経済的に補償する「損害サービス」によるサポートでインシデント発生時のお客様の対応をご支援します。

※保険金請求にかかる事故の受付は、緊急時ホットラインサービスから情報連携を受けた東京海上日動の損害サービス拠点が行います。

### 緊急時ホットラインサービス

**Tier1 サイバークイックアシスタンス**

- 状況・事象のヒアリング
- 簡易アドバイス
- リモートサポート
- エキスパートアシスタンスへの情報連携

より専門性を要する場合等

### Tier2 サイバーエキスパートアシスタンス

- サイバーの専門家による対応支援
- 電話・Web会議による初期対応アドバイス
- 事実確認・状況整理
- 専門事業者の紹介
- 再発防止策のアドバイス
- 保険請求に必要な情報の連携

**専用執務室**  
セキュアな専用執務室でインシデント対応やお客様との打ち合わせ等を実施



専門事業者の手配

**専門事業者**

- フォレンジック事業者
- 広報対応支援事業者
- コールセンター設置事業者
- サイバーに精通している弁護士
- コンサルティング会社

等

損害サービス拠点との連携

**東京海上日動 損害サービス拠点**

- 事故受付・初期対応
- 保険金請求に必要な書類のご案内
- 損害確認・原因確認
- 保険金支払可否の判断
- 保険金支払

等

### 緊急時ホットラインサービスのご利用にあたっての主な注意事項

●本サービスは、利用者の損害拡大防止の支援を目的とするものであり、利用者に対し各種トラブルおよびインシデントの解決を弊社が保証するものではありません。また、引受保険会社が提供するサービスの正確性、利便性、有用性、完全性等を保証するものではありません。

●本サービス利用に際して特段の申込手続き等は不要で、利用回数に制限はありません。

●専門事業者が利用者に対して提供するサービスについては、専門事業者の責任において利用者との直接の契約関係に基づき提供されるも

※詳細は「緊急時ホットラインサービス利用規約」(www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/baiseki/cyber/service.html)をご確認ください。

のとし、専門事業者に対するサービス委託料等が発生した場合は、全額利用者自身の負担となります。引受保険会社は、利用者と専門事業者との間における契約内容や本サービス履行の結果に対する責任および義務は一切負いません。

●引受保険会社は、本サービスに付随または関連して利用者が被ったあらゆる損害については、当該損害が引受保険会社の故意または重過失により生じたものである場合を除き、一切責任を負いません。

●本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

## サイバーリスク総合支援サービスのご案内

## 平時の事故軽減サービス

※2.3.のサービスご利用にあたっては(株)アイアンドサービスにお申し出ください。

## 1. Tokyo Cyber Port (無料)

次のようなサイバーリスクに関する情報・ツールをご提供いたします。

- ①インシデント対応フロー
- ②従業員の皆様向けテキスト
- ③サイバーリスク情報誌
- ④メールマガジンの定期配信(サイバーリスクに関するニュースダイジェストのお届け、セミナー情報のご案内等)



上記については右のQRコードからご登録ください。

(もしくは「東京海上日動 Tokyo Cyber Port」で検索)最初にユーザー登録が必要です。仮登録⇒本登録の手順になります。

本登録の際、営業店、代理店コード欄には「4914-0573」とご入力ください。

(この制度に未加入でも登録は可能ですが、一部使用できないメニューがあります)

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

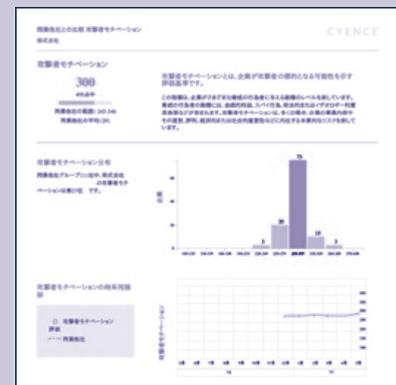


## 2. ベンチマークレポートサービス (無料)

米国ガイドワイヤ社のノウハウを活用し、インターネット上で取得できる客観的なデータに基づいて、

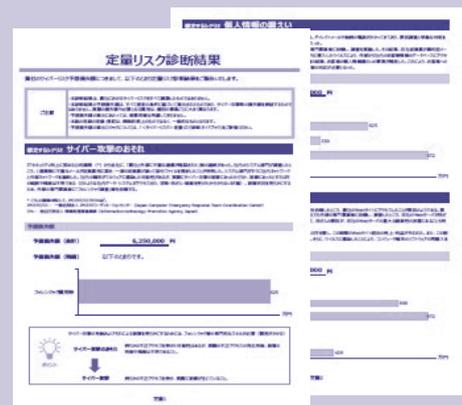
- ①企業のネットワークへの侵入しやすさを表す技術的指標
- ②攻撃者の標的となる可能性を表す人的リスク指標

をスコアリングすることで、企業のサイバーリスクを同業他社と比較したり、毎年の推移を定点観測できる「サイバーリスクベンチマークレポート」をご提供するサービスです。



## 3. 簡易リスク診断サービス (無料)

一定のシナリオに基づいたサイバーリスクに関する想定最大損害額(PML)を簡易算出し、定量的にリスク診断を実施するサービスです。



# ③サイバーリスク補償 【本年改定あり】

**【用語の意味】** このパンフレットで使用するサイバーリスク補償の用語の意味は、次のとおりです。

IT業務	記名被保険者の日本国内における次の業務のうち、保険証券に記載されたものをいいます。ただし、ITユーザー行為のア・イを除きます。 ア. システム設計・ソフトウェア開発業務 / イ. 情報処理・提供サービス業務 / ウ. ポータルサイト・サーバ運営業務 / エ. アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務。ただし、アを除きます。 / オ. インターネット利用サポート業務 / カ. システム保守・運用業務。ただし、アを除きます。 / キ. 電気通信事業法が規定する電気通信業務 / ク. その他アからキまでに準ずる業務
ITユーザー行為	記名被保険者の業務における次の行為をいいます。 ア. コンピュータシステム(他人に使用させる目的のものを除きます。)の所有、使用または管理 イ. アのコンピュータシステムにおけるプログラムまたはデータ(他人のために製造・販売したものを除きます。)の提供(記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。) ウ. 記名被保険者の広告もしくは宣伝またはその商品・サービスの販売もしくは利用促進を目的として、他人に提供するコンピュータシステムの所有、使用または管理。ただし、そのコンピュータシステムの全部または一部に対して、記名被保険者が対価または報酬を得る場合を除きます。
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為(正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。)をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール(他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。) エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ア. 個人情報 / イ. 法人情報 / ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報(記名被保険者に関する情報を除きます。)
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア. 個人情報(被害者以外の第三者に知られたこと*) / イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと* / ウ. 個人情報または法人情報以外の公表されていない情報が、第三者(その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。)に知られたこと* (* )知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
第三者	次のアからエまでのいずれにも該当しない者をいいます。 ア. 保険契約者 / イ. 被保険者 / ウ. アまたはイの者によって個人情報の使用または管理を認められた事業者 / エ. アまたはウの者の使用人
人格権・著作権等の侵害	コンピュータシステムにおいて提供するデータベース・ソフトウェア等による、文書・音声・図画等の表示または配信によって生じた他人の著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の侵害

本制度に加入できる方(記名被保険者)	日本生活協同組合連合会の会員生協及び会員事業連合会(会員生協、会員事業連合会)が加入した場合には当該加入者の子会社・関連会社(*)も加入することができます。 (* )加入可能な子会社・関連会社の定義については取扱代理店までお問い合わせください。
被保険者の範囲	・記名被保険者 ・記名被保険者の役員または使用人(記名被保険者の業務に関する場合に限り。)

<b>商品構成</b>	<b>サイバーリスク保険は、次の(1)～(3)の補償により、事業活動を取り巻くサイバーリスクを包括的に補償します。</b>	
	<b>商品構成</b>	<b>主な補償内容</b>
賠償責任保険 普通保険約款 + 情報通信技術 特別約款	<b>(1)損害賠償責任に関する補償</b> 自社コンピュータシステムの所有・使用・管理に関する不備等に起因して発生した他人の事業の休止・阻害や情報の漏えいまたはそのおそれ、人格権・著作権等の侵害等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。詳細はP.19をご参照ください。	損害賠償金 争訟費用、協力費用
	<b>(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償</b> [サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項] 情報漏えい、サイバー攻撃等に起因して一定期間内に生じたサイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。詳細はP.19～21をご参照ください。	サイバー攻撃対応費用、 再発防止費用、 訴訟対応費用 等
	<b>(3)コンピュータシステム中断に関する補償</b> [コンピュータシステム中断担保特約条項]:オプション 不測かつ突発的なコンピュータシステムの操作・データ処理の過誤またはサイバー攻撃に起因して、コンピュータシステムが機能停止することによって生じた記名被保険者の①利益損失を補償します。詳細は幹事代理店にお問い合わせください。	喪失利益、 収益減少防止費用

空白ページ

# ③サイバーリスク補償【本年改定あり】

## 賠償責任

### (1) 損害賠償責任に関する補償【情報通信技術特別約款 (IT業務不担保特約条項セット付帯)】

#### 保険金をお支払いする場合

次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。(\*1)(\*2)

- ① ITユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由(②および③を除きます。)
  - a. 他人の事業の休止または阻害
  - b. 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破損(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り、)
  - c. その他の不測の事由による他人の損失の発生
- ② 情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 人格権・著作権等の侵害(②を除きます。)

(\*1) 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限り、

(\*2) 日本国外で発生した上記の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

#### お支払いの対象となる損害

① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談等も含みます。)
③ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

※ 詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

#### 支払限度額等

損害賠償責任に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額(1請求・保険期間中ごとの設定)が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償でお支払いするすべての保険金(本ページ記載の法律上の損害賠償金および費用)を合算して、ご加入時に設定した支払限度額(保険期間中)が限度となります。

※ 実際の支払限度額の設定金額は、

【タイプ①・②5,000万円、タイプ③1億円、タイプ④3億円、タイプ⑤5億円】

となります。

この保険契約においてお支払いする保険金の額は、(1)損害賠償責任に関する補償・(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償・(3)コンピュータシステム中断に関する補償(利益補償オプション)でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額<保険期間中>が限度となります。

#### お支払いする保険金

合計額に対して、保険金をお支払いします。

## 費用

### (2) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償【サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項】

#### 保険金をお支払いする場合

次ページ以降記載の費用(その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限り、また、訴訟対応費用以外の費用については事故対応期間内に生じたものに限り、)を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合(訴訟対応費用については、保険期間中に被保険者に対する損害賠償請求がなされた場合)に限り、

<セキュリティ事故とは>

上記(1)損害賠償責任に関する補償における「保険金をお支払いする場合」①～③の事由や、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃(①～③の事由を引き起こすおそれがないものについては、その事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合に限り、)をいいます。ただし、次ページ以降に記載のa. サイバー攻撃対応費用およびh. 緊急対応費用については、サイバー攻撃のおそれを含みます。

<風評被害事故とは>

セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれを含みます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

#### お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。  
※ すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、次ページ以降「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。  
※ この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。

費用の種類	定義	縮小 支払割合	支払限度額	
			各費用固有の 支払限度額	費用全体の 支払限度額
a. サイバー攻撃 対応費用	次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報(*1)によって発見されていたときに支出する費用に限ります。 ア. コンピュータシステム遮断費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります。	100%	1事故・ 保険期間中 (A) タイプ① 2,000万円 タイプ② 5,000万円	
b. 原因・被害 範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。	または	タイプ③ 1億円	
c. 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。(*2) ア. 弁護士費用 弁護士報酬(個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。ただし、次のものを除きます。 (ア) 保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対する費用 (イ) 刑事事件に関する委任にかかる費用 (ウ) [e. その他事故対応費用 コ. 損害賠償請求費用]の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用(個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。) ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用(アおよびイを除きます。)	(B) 90%  (*3)	タイプ④ 3億円 タイプ⑤ 5億円 または (B) タイプ① 2,000万円 タイプ②~⑤ 3,000万円	
d. データ・ コンピュータ システム 復旧費用  (正式名称: コンピュータ システム 復旧費用)	次の費用をいいます。(*2)なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたデータの復元費用または記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・ウェブサイトの復元修復・再製作または再取得にかかる費用 イ. コンピュータシステム復旧費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷(機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。)が発生した場合に要した次の費用を含みます。(*2) (ア) コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器(携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 (イ) 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。)ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用(付随する土地の賃借費用を含みます。)および撤去費用	100%	1事故・ 保険期間中 タイプ① 2,000万円 タイプ② 3,000万円 タイプ③ 5,000万円 タイプ④ 8,000万円 タイプ⑤ 1億円	1事故・ 保険期間中 タイプ① 2,000万円 タイプ② 5,000万円 タイプ③ 1億円 タイプ④ 3億円 タイプ⑤ 5億円
e. その他事故 対応費用	次のアからコをいいます。ただし、a~dおよびf, gを除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、工に規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用(説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。)。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。 カ. 個人情報漏えい見舞費用(*2) 公表等の措置(*4)により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対して謝罪のために支出する次の費用 (ア) 見舞金 (イ) 金券(保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。)の購入費用 (ウ) 見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。)	100%	1事故・ 保険期間中 タイプ① 2,000万円 タイプ② 5,000万円 タイプ③ 1億円 タイプ④ 3億円 タイプ⑤ 5億円	被害者 1名につき 1,000円

# ③サイバーリスク補償【本年改定あり】

費用の種類	定義	縮小 支払割合	支払限度額	
			各費用固有の 支払限度額	費用全体の 支払限度額
e. その他事故 対応費用	キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。)。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置(*4)によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限ります。	100%	被害法人 1社につき 5万円	
	ク. クレジット情報モニタリング費用(*2) クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用	100%	1事故・ 保険期間中 タイプ① 2,000万円	1事故・ 保険期間中
	ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するもの・刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。) (イ) 通信費 (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ) コンサルティング費用(*2)		タイプ② 5,000万円 タイプ③ 1億円 タイプ④ 3億円 タイプ⑤ 5億円	
コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用	タイプ① 2,000万円			
f. 再発防止費用	セキュリティ事故の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含みます。ただし、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。(*2)	90%	1事故・ 保険期間中 タイプ① 2,000万円 タイプ②~⑤ 3,000万円	タイプ② 5,000万円 タイプ③ 1億円
g. 訴訟対応費用	次の費用のうち、この保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	90%	1請求・ 保険期間中 1,000万円	タイプ④ 3億円 タイプ⑤ 5億円
h. 緊急対応費用 (p.14*)	サイバー攻撃のおそれの発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要かつ有益な次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象が発見されており、かつ、その事象に基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合にその対応に要した費用に限ります。 ア. コンピュータシステムの遮断対応を外部委託するための費用。ただし、a. サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 イ. サイバー攻撃の有無を判断するために外部機関へ調査を依頼する費用。ただし、a. サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 ウ. サイバー攻撃のおそれの原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全にかかる費用 エ. サイバー攻撃のおそれに対応するために直接必要な次の費用 (ア) 弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対する費用を除きます。) (イ) コンサルティング費用。ただし、セキュリティ事故の再発防止に関するコンサルティング費用を除きます。	90%	1事故・ 保険期間中 1,000万円	

(\*1) 次のいずれかをいいます。【外部通報】

ア. 公的機関(サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)からの通報  
イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告

(\*2) 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。

(\*3) (A) セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置(\*4)により客観的に明らかになった場合  
(サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合)

(B) セキュリティ事故のうち(A)以外および風評被害事故の場合

(\*4) 次のいずれかをいいます。【公表等の措置】

- ① 公的機関に対する被保険者による届出または報告等(文書によるものに限ります。)
- ② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
- ③ 被害者または被害法人に対する詫言状の送付
- ④ 公的機関からの通報

## オプション1.求償権不行使特約

### 特約の内容

サイバー事故の賠償責任が会員生協以外の第三者にある場合、引受保険会社は会員生協への保険金支払後、通常当該第三者に求償権を行使しますが、その第三者が以下①～③の業者である場合、本特約の付帯により、求償権を不行使とすることができます。

(なお、下記の①～③の業者がサイバー保険に加入していれば、本特約がなくとも、当社からの求償権行使に対応することは可能です)

- ① 個人情報の管理委託先事業者  
(ただし、以下aまたはbのいずれかを実施している場合に限る)  
a. 会員生協が、個人情報の委託先選定基準を作成している  
b. 委託契約において、個人情報の秘密保持義務等を規定している
- ② IT業務の下請業者
- ③ IT業務の販売業者

### 不行使先のイメージ

- 「個人情報の管理委託」とは、契約の形態・種類を問わず、第三者に個人データの取扱いを行わせること
  - 具体的には、個人データの入力(本人からの取得を含む)、編集、分析、出力等の処理を委託することが想定される
  - 上記を踏まえると、生協の関係者として、例えば以下を不行使先に設定することが考えられる
- A) 連合会・事業連合  
(連合会・事業連合のシステムの中で、会員生協の個人情報を管理)  
※事業連合は、会員生協を不行使先に含めることはできません。
  - B) 配送業者  
(配送業者が会員生協のシステムから配送先を出力できる)
  - C) 保険代理店  
(会員生協から情報提供を受け、組合員に保険を案内)
  - D) サービス業者  
(会員生協から情報提供を受け、組合員向けのサービスを案内)

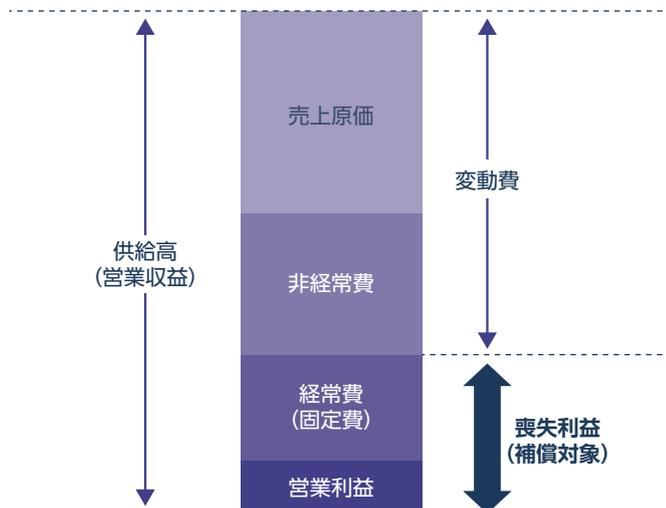
## オプション2.コンピュータシステム中断担保特約(利益補償オプション)

自らが所有・管理するコンピュータシステムの機能停止によって生じた自生協の利益損失を補償する特約です。

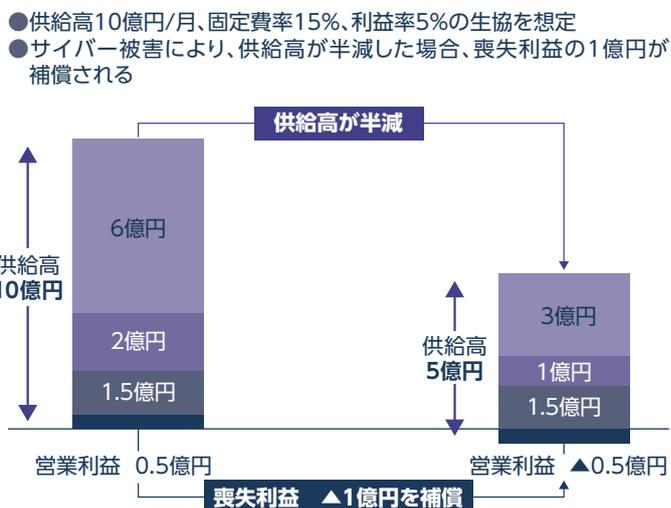
※利益補償についてお見積りをご希望の場合は見積依頼書にて(株)アイアンドアイサービスにご依頼ください。

なお、利益補償の限度額は賠償責任限度額の50%を上限とします。その上で、1億円超の限度額をご希望の場合には、詳細なヒアリングを実施させていただいた後、具体的な補償内容と保険料を個別にご案内いたします。

### 補償対象



### 保険金の支払いイメージ



## ① 生産物賠償責任(PL)補償

### 保険金お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。  
※ ここでは主な場合のみを記載しています。詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

#### 【共通】

- ・戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ・核燃料物質(使用済燃料を含みます。)またはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用

#### 【情報通信技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項:共通】

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)は、その事由
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
- ・他人の身体の障害
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- ・所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
  - ア. 火災、破裂または爆発
  - イ. 急激かつ不測の事故による、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止
- ・特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、適用しません。
  - ア. 人格権・著作権等の侵害
  - イ. 記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害
- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・記名被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置(被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。)のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。)
- ・被保険者の暗号資産交換業の遂行
- ・罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの
- ・被保険者相互間における損害賠償請求
- ・被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
- ・IT業務の遂行(IT業務不担保特約条項]がセットされた場合)(\*1)
- ・保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合 等

#### 【情報通信技術特別約款】

- ・記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の事由
  - ア. 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証券等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動
  - イ. 不正な為替取引・資金移動

#### 【情報通信技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項:ITユーザー行為に起因する事故(\*2)固有】

- ・通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし

#### 【情報通信技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項:情報漏えいまたはそのおそれの事故固有】

- ・被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたることとなされた損害賠償請求

#### 【情報通信技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項:人格権・著作権等の侵害事故固有】

- ・被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを知りながら(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律もしくは不当景品類及び不当表示防止法またはこれらに類する外国の法令に対する違反
- ・記名被保険者による採用、雇用または解雇
- ・記名被保険者の業務の結果の効能、効果、性能または機能等について、明示された内容との齟齬またはそれらの不足
- ・著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の権利者に対して本来支払うべき使用料(被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず)を除外。

#### 【金融機関特定危険不担保特約条項>(\*3)

- ・通貨不安、為替変動、有価証券等の取引における誤発注等の事務的過誤・取引の停止・遅延
- ・有価証券等の損壊・紛失・盗取・詐欺・消失等 等

(\*1) 「IT業務不担保特約条項]がセットされた場合であっても、「サイバー攻撃による対人・対物事故担保特約条項]では、IT業務の遂行に起因するか否かにかかわらず、サイバー攻撃により発生した対人・対物事故が補償対象です。

(\*2) 「情報漏えいまたはそのおそれ」を除きます。

(\*3) 記名被保険者が金融機関である場合に適用されます。

# Q&A

Q<sub>1</sub>

A生協がサイバー攻撃を受け、個人情報情報が漏えいした、或いはそのおそれがある場合、組合員へのお詫びとして、金品を購入し、郵送する費用は補償されますか。

A1 加入タイプを問わず、組合員にお詫び状と金品をセットで郵送する場合、購入費(p.20費用e.か)も郵送費(p.20費用e.I.)も補償されます。ただし、購入費は組合員1名につき、1,000円が限度となります。

Q<sub>2</sub>

上記のケースで、組合員への慰謝料として、A生協が1,000円以上を支出する場合、補償の対象となりますか。

A2 情報漏えいについて、A生協に1,000円以上の賠償責任が発生する場合は、賠償金として補償の対象となります。

Q<sub>3</sub>

A生協が他生協の個人情報情報を漏えいした、或いはそのおそれがある場合、他生協からの損害賠償請求額は補償されますか。

※他生協の個人情報情報が漏えいするケースとして、A生協が情報管理を受託している、或いはサイバー攻撃がA生協を踏み台に、他の生協にも及んだ場合が想定される

A3 情報漏えいについて、A生協に賠償責任が発生する場合は、補償されます。賠償責任の有無は、A生協での個人情報の管理体制やそのセキュリティレベルなどを総合的に考慮した上で、判断します。

Q<sub>4</sub>

他生協がサイバー攻撃を受けた結果、A生協の個人情報等が漏えいした場合、A生協が負担する組合員へのお詫び費用やサイバー攻撃有無に関する調査費用は補償されますか。

※A生協が他生協に個人情報の管理を委託している、或いはサイバー攻撃が他生協を踏み台に、A生協にも及んだ場合が想定される

A4 個人情報の漏えいに、他生協が賠償責任を負う場合、他生協のサイバーリスク保険(賠償責任)で補償します。仮に、他生協に賠償責任がない場合は、A生協のサイバーリスク保険(費用:p.20費用b、e.かなど)で補償します。

Q<sub>5</sub>

A生協がサイバー攻撃を受け、A生協及び他生協の個人情報情報が漏えいした場合、各々で発生する組合員へのお詫び対応や各種調査に係る費用は、どちらのサイバー保険で補償されますか。

A5

- ・A生協組合員の情報漏えいについては、A生協のサイバーリスク保険(費用:p.20費用e.かなど)で補償します。
- ・他生協組合員の情報漏えいは、その責任がA生協にある場合は、A生協のサイバーリスク保険(賠償責任)で補償します。
- ・A生協に賠償責任がない、或いは他生協での費用がA生協サイバーリスク保険の賠償限度額を超える場合、他生協のサイバーリスク保険(費用)で補償します。

ただし、後者の場合、A生協の賠償限度額を超えた部分は、他生協のサイバーリスク保険の引受保険会社がA生協に求償することになります。  
(他生協が求償権不行使特約を付帯した場合を除く)

Q<sub>6</sub>

コンピュータシステム復旧費用でノートPCが対象とならないのは何故ですか。

A6

- ①ノートPC等の携帯式機器を除外している理由は以下の通りです。
- ①ノートPCがビジネスでの主流であるなか、本当にセキュリティ事故による損害なのかその判断が難しいという損害査定上の問題があること
- ②ノートPCは対象機器の数が多く損害額が大きくなるというリスク管理上の問題があること

※原因調査費用の対象にはノートPC等も含まれます。

Q<sub>7</sub>

保険料の改定率が大きいのはどのような理由ですか。

A7

- ・①保険料の改定率は、②賠償責任と費用損害の限度額の上昇率とセットでご確認ください。
- 必ず、①<②となっています
- ・次に、②の限度額や補償内容は、実際に起きた事故での損害をベースとしており、その必要性は皆様にもご理解いただけるのではないかと考えています
- ・そして、保険料水準の絶対値は、日本生協連の団体制度ならではのスケールメリットが大きく効いており、かなりの価格優位性があります
- ・その上で、保険料負担を抑制されたい場合には、決して推奨はできませんが、補償内容の縮小(限度額の引き下げ等)をご検討ください

## ご注意事項

### ◆もし事故が起きたときは

#### [生産物賠償責任(PL)補償]

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

#### [生産物賠償責任(PL)補償・食中毒利益担保特約]

ご契約者または被保険者は事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故の状況、所轄保健所長への届出の日時または保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の措置の実施日時、その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

#### [フードリコール補償]

リコール実施決定の原因となるおそれのある対人・対物事故またはそのおそれが発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

#### [サイバーリスク補償(標準コース)]

##### (損害賠償責任、訴訟対応費用)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

##### (サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用、緊急対応費用を除く))

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

##### (緊急対応費用)

サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が費用負担する(支払が未済であっても業者に発注・依頼済みの場合を含みます。)より前に、引受保険会社(東京海上日動の緊急時ホットラインサービスを含みます。)にご連絡ください。ご連絡がない場合は、発見日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。なお、保険金請求にあたってはサイバー攻撃が疑われる突発的な事象の発生を客観的に示す情報のご提出が必要となります。

### ◆ご契約者(加入者)と被保険者が異なる場合

ご契約者(加入者)と被保険者が異なる場合は、ご契約者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

### ◆保険金請求の際のご注意

#### [生産物賠償責任(PL)補償、サイバーリスク補償]

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける

権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご確認ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

#### [フードリコール補償]

法律上の損害賠償金として保険金をお支払いする場合において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する生産物の回収等を実施した者(以下「回収等実施者」といいます。)は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、回収等実施者に弁済した金額または回収等実施者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます。(保険法第22条第2項)

このため、引受保険会社が法律上の損害賠償金として保険金をお支払いできるのは、次の①から③までの場合に限られますので、ご確認ください。

- ①被保険者が回収等実施者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②回収等実施者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から回収等実施者に対して直接、保険金を支払う場合

### ◆ご契約(ご加入)の取消し・無効・重大事由による解除について

- (1)ご契約(ご加入)時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご契約(ご加入)を取り消すことができます。
- (2)ご契約(ご加入)時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていった場合は、ご契約(ご加入)は無効になります。
- (3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約(ご加入)を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
  - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
  - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
  - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

### ◆ご契約の際のご注意

#### (告知義務)

申込書・加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご契約(ご加入)に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約(ご加入)時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

#### (通知義務)

##### [生産物賠償責任(PL)補償]

ご契約(ご加入)後に申込書・加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

##### [フードリコール補償]

ご契約(ご加入)後に申込書・加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあり

ます。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

#### [サイバーリスク補償]

ご契約後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、速やかにご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

#### [共通]

通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

#### 〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

#### 〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

#### 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

#### 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

#### 〈加入者証〉

保険証券(加入者証)が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご契約(ご加入)後、1か月経過後も保険証券(加入者証)が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。保険証券(加入者証)が届きましたら、契約(加入)内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

#### 〈代理店の業務〉

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

#### 〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本人、外国人(\*)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れ

い金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(\*)外国人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

#### ◆共同保険について

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、募集期間終了後に決定される引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

#### 〈引受保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)  
共栄火災海上保険株式会社  
損害保険ジャパン株式会社  
三井住友海上火災保険株式会社

#### ◆示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者や回収等実施者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者(加入者)ご自身に被害者や回収等実施者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。なお、保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

## フードリコール補償

#### ◆保険加入に関する守秘

この保険は、第三者による脅迫・加害行為に起因する回収費用等を補償しています。

保険が手配されていることにより脅迫・加害行為が助長されることがあってはなりませんので、保険加入を積極的にPRされないようお願い申し上げます。

- このご案内は、生産物賠償責任保険、リコール保険、サイバーリスク保険、それらに付帯する特約の概要をご紹介します。すべての事項を記載しているものではありません。
- 保険金のお支払い条件・ご契約手続き、その他、保険のくわしい内容は、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。なお、詳細は契約者である日本生活協同組合連合会の代表者の方にお渡ししてあります保険約款をご覧ください。
- 生産物賠償責任保険、リコール保険、サイバーリスク保険は日本生活協同組合連合会を保険契約者とし、日本生活協同組合連合会の会員生協及び会員事業連合会等を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は日本生活協同組合連合会が有します。

## 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



**0570-022808**

〈通話料有料〉IP電話からは、**03-4332-5241**をご利用ください。

受付時間: 平日午前9時15分～午後5時(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)

# ご加入にあたって

## 本制度に加入できる方

日本生活協同組合連合会の会員生協及び会員事業連合会(会員生協、会員事業連合会が加入した場合には当該加入者の子会社・関連会社<sup>(\*)</sup>)も加入することが可能です。

(\*)加入可能な子会社・関連会社の定義については取扱幹事代理店までお問い合わせください。

## 保険料のお見積りについて

保険料算出にあたっては見積依頼が必要です。

※詳細は、事前に郵送した日本生協連発公文書添付資料をご確認ください。

①(株)アイアンドアイサービスホームページに掲載している「見積依頼用フォーム」をダウンロードしてください。  
ホームページ: <https://www.iandi-s.co.jp/>  
左側の「生協総合賠償責任補償制度」タブ⇒「お見積もり依頼フォームはこちら」  
パスワード : 公文書に記載しております。

②ダウンロードした「保険料算出質問書 兼 見積依頼書」(フードリコール補償もご希望の際は、「リコール保険ご質問書兼告知 事項申告書」も必要です)に回答を記入し、ご自身のパソコンに保存してください。

③下記の提出締切日までに、②の「保険料算出質問書 兼 見積依頼書」と「加入希望制度に必要な書類のファイル」を、メールアドレス [iandi@coopkyosai.coop](mailto:iandi@coopkyosai.coop)宛にお送りください。

④見積依頼締切日  
繁忙期分散のため、一次締め切りでの提出にご協力をお願いいたします。  
提出締切日(一次): **2023年12月27日(水)**  
提出締切日(最終): **2024年 1月19日(金)**

※「供給高」に関しては、国際財務報告基準(IFRS)や収益認識に関する会計基準における売上高、収益等を申告数字とすることはできませんのでご注意ください。

## 加入手続方法

お申込内容が確定しましたら添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入し、下記締切日までにメールにてお申込みください(この保険について、押印は不要になりました)。

### 加入依頼書

加入依頼書に必要事項をご記入いただき、提出締切日までに(株)アイアンドアイサービスにメールにてご提出下さい(今回より押印は不要となりました)。

E-MAIL: [iandi@coopkyosai.coop](mailto:iandi@coopkyosai.coop)

### 保険料の支払方法

ご提出いただいた加入依頼書の内容を確認した後、(株)アイアンドアイサービスより保険料請求書をメールにてお送りします。右記締切日までに、指定口座にお振込みください。※振込手数料はご負担ください。

### 加入依頼書提出締切日

**2024年2月19日(月)**

### 保険料振込締切日

**2024年3月15日(金)**

### 補償期間(保険期間)

**2024年4月1日16時から**  
**2025年4月1日16時まで**

### 加入者証の送付時期

**2024年5月中旬**を予定しております。

## お問い合わせ先

### 取扱幹事代理店

**株式会社アイアンドアイサービス**

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13

TEL: **03-6836-1330**

E-MAIL: [iandi@coopkyosai.coop](mailto:iandi@coopkyosai.coop)

FAX: **03-6836-1333**

WEB: <https://www.iandi-s.co.jp/>

### 引受保険会社

**東京海上日動火災保険株式会社(幹事会社)**

(担当)広域法人部 団体・協同組織室

TEL: **03-3515-4151**

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

**共栄火災海上保険株式会社**

**損害保険ジャパン株式会社**

**三井住友海上火災保険株式会社**